

マイナポイント 第2弾 始まっています!

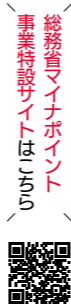
マイナポイントは、マイナンバーカードの普及促進、消費活性化を目的として、キャッシュレス決済サービスで利用可能なポイントを国が付与する事業です。マイナポイント第2弾では、令和4年9月末までにマイナンバーカードを新規申請し、令和5年2月末までにパソコンやスマートフォンなどで登録や決済などを行った方が、最大20,000円分のポイントを取得できます。

- ①マイナンバーカードを取得した人のうち、マイナポイント第1弾に申し込んでいない方
※キャッシュレス決済サービスでのチャージまたはお買い物を利用し、令和5年2月末までに完了する必要があります。
→キャッシュレス決済サービスでのチャージまたはお買い物の25%相当、上限5,000円分のポイントを付与
- ②マイナンバーカードの健康保険証としての利用申し込みをした方(既に申し込みをした方も含む)
※令和5年2月末まで利用申し込みをする必要があります。
→7,500円分のポイントを付与
- ③公金受取口座の登録をした方(すでに登録をした方も含む)
※令和5年2月末まで登録する必要があります。
→7,500円分のポイントを付与

①～③共に、前提として令和4年9月末までにマイナンバーカードの取得申請をした方が対象です。

ステップ1
まずはマイナンバーカードを取得する必要があります。マイナンバーカードの取得申請は、スマートフォンや郵送などで行うことができます。詳細は、市役所角館庁舎市民生活課(☎43-3307)または、総務省のマイナポイント事業特設サイトでご確認ください。

ステップ2
スマートフォンやカードリーダー付きのパソコンにマイナポイントアプリなどをインストールし、申し込んでください。申込み方法については、総務省のマイナポイント事業特設サイトでご確認ください。上記対象者①の場合は、申し込み後キャッシュレス決済サービスでのチャージまたはお買い物をするとポイントが付与されます。



仙北市役所マイナポイント申請サポートについて
対応するスマートフォンやパソコンをご自身で準備できない方については、市役所各庁舎(田沢湖・角館・西木)でマイナポイント申請サポートを実施しています。

サポート期間
8月2日(火)～令和5年2月28日(火)
※土・日曜日、祝日、年末年始除く

時間
8:30～16:00
※角館庁舎は、16:30まで実施。

- 準備してきていただくもの**
- マイナンバーカード
 - マイナンバーカード取得時に設定した数字4桁の暗証番号(利用者証明用電子証明書パスワード)
 - 公金受取口座の登録をする場合には、本人名義の預貯金口座の情報と数字4桁の暗証番号(券面事項入力補助用パスワード)
- ※どの決済サービスを利用するか(〇〇カード、△△PAYなど)を事前に決めてきていただき、事前にわかるようであればそれらに関する情報(ID、セキュリティコードなど)も準備していただくと手続きがスムーズに進みます。

庁舎が混雑している場合はお待たせすることとなります。マイナポイントは、先着順ではなく、令和5年2月28日まで手続きが行えますので、慌てずにご来庁ください。

対応するスマートフォンやパソコンなどが無い場合は、市のマイナポイントサポート以外にも、身近な手続きスポットからも申し込みなどが可能です。手続き場所の分散に、ご協力をお願いします。身近な手続き場所については、「マイナポイント 手続きスポット」で検索!

マイナポイントに関するお問い合わせ先

マイナンバー総合フリーダイヤル(無料)
☎0120-95-0178

音声ガイダンスに従って「5番」を選択してください。
《平日》9:30～20:00
《土・日曜日、祝日》9:30～17:30
※年末年始：12月29日～1月3日を除く。
※市で実施しているマイナポイント申請サポートについては、仙北市企画政策課(☎43-1112)までお問い合わせください。

あなたの空き家対策は大丈夫?

空き家は個人の財産です。所有者や管理者は空き家を適切に管理する責任があります。空き家を放置すると、修繕費用・雪下ろしなどの管理費用がかかったり、家の倒壊や建材の飛散などにより、通行などに被害をおよぼした場合には損害賠償を求められる可能性があるなど、さまざまな問題が生じます。



▼空き家になる前から家の将来について考えましょう

今は空き家でなくても、将来空き家になる可能性があります。空き家になる原因はさまざまですが、いずれは誰かが家の管理の責任を負うこととなります。あらかじめ、誰が引き継ぐのか、引き継がない場合は売却・解体などをどうしていくかについて、家族や親族で話し合うなどして決めておくことが大切です。

▼具体的にどうしたらいいの?

相談内容に応じて、次の団体などに相談されることをおすすめします。

相続登記	→	司法書士
売却・賃貸	→	不動産業者
解体	→	建設業者・仙北市総合防災課
リフォーム	→	建築士・工務店
境界確認	→	土地家屋調査士
固定資産税	→	仙北市税務課

▼問題のある空き家にしないために

- 定期的に通水、草木の手入れ、建物に破損がないか確認しましょう。
- ご自身での管理が難しい場合は、民間の管理代行サービスなどの利用や、知人や親戚にお願いしてみてください。
- 相続登記をしないまま相続人が多数となり、空き家の処分が進まない事例が多く見受けられます。相続が発生したら、早めの対応できちんと登記手続きを行いましょう。

▼「我が家はまだ大丈夫」はキケンです!

人が住まなくなった家は劣化が早く進みます。
→「誰かがまた住むかもしれないから」
→「とりあえずそのままにしておこう」
このような考えで空き家を放置すると、いざ空き家を手放す際に建物の老朽化などにより解体費用が高くなる可能性があります。

▼空き家の利活用をお考えの方

空き家を居住可能なうちに賃貸・売却して活用したい場合は「空き家バンク」へご登録ください。居住の場所として提供できる空き家を登録していただき、ホームページなどで公開し、利用希望者へ情報提供します。

▶問合せ/ 仙北市企画政策課(田沢湖庁舎)
☎43-3315

「空き家バンク」はこちらから→

▼空き家の解体補助制度があります

空き家を解体撤去しようとする所有者で経済的な援助が必要な方に、経費の一部を補助します。要件や詳細については、仙北市総合防災課へお問い合わせください。

▶補助額/ 解体処分費の2分の1
※上限20万円
(危険度が高いと判定される場合は上限50万円)
※予算の範囲内で実施されますので、年度途中でも事業を終了する場合があります。

▼空き家に関する困りごと・相談ごと

「空き家の対策を考えたいけれど、どうしていいかわからない…」など、ご自身だけでは解決の糸口がつかめない場合は、ぜひご連絡ください。対応策を一緒に検討させていただきます。

▶問合せ/ 仙北市総合防災課(田沢湖庁舎) ☎43-1115